

区分	☒ 新 規 ☐ 再提案		
種類	☒ 現行制度の改善又は拡充を求めるもの ☐ 新たな施策の要望又は提案を求めるもの ☐ 特に市町村への財政支援策等を求めるもの ☐ その他 ()		分野 ☒ 総務文教 ☐ 社会環境 ☐ 経済 ☐ 建設
要望先	☒ 国	担当省庁	総務省
	☐ 県	担当部局	
	☐ その他	名 称	
件名	2 投票所閉鎖時刻に係る公職選挙法規定の改正について		
提案市	諏訪市		
提案要旨	公職選挙法第40条第1項を改正し、投票所の閉鎖時刻を、現在の午後8時から午後6時に繰り上げることを求める。 [現行条文] 「投票所は、午前7時に開き、午後8時に閉じる。ただし、(中略) 特別の事情のある場合に限り、(中略) 投票所を閉じる時刻を4時間以内の範囲内において繰り上げることができる」 [改正条文案例] 「投票所は、午前7時に開き、午後6時に閉じる。ただし、(中略) 投票所を閉じる時刻を2時間以内の範囲内において繰り上げることができる」		
提案理由	平成15年から施行されている期日前投票制度は10年余りが経過し、普及、定着してきており、選挙人の投票機会は十分に確保されている。第47回衆議院議員総選挙における総務省の統計では、全国の投票所のうち約35パーセントが閉鎖時刻を繰上げており、選挙期日の午後6時に投票所を閉鎖しても、投票権行使の制約や、侵害には当たらないと考える。 投票時間の短縮により、経費削減につながることや、投・開票立会人の負担軽減、開票結果を住民に早く伝えることができるなど利点も多く、行政改革の面からも改正が望まれている。		
現況及び課題等	近年の選挙における投票率は、低下傾向に歯止めがかからない状況である。それは単に投票時間を長くしても改善されるものではなく、選挙人の意識、政治への関心の度合によるものとする。 ただし、延長時間の時間帯に投票している選挙人もいることから、選挙人の理解、投票時間の周知徹底などが必要である。現在は法解釈の差異もあり、各県や市町村毎に対応がまちまちであるため、法改正による全国一律化が望ましい。		
法令関係	公職選挙法第40条第1項		